

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則のもと、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、現憲法は今日に至るまでの約70年間一度の改正も行われておらず、この間、我が国をめぐる諸情勢は大きく変化し、大規模災害への対応等、憲法制定当時には想定もできなかった事態への対応が求められている。このような状況のもと、憲法についても、三原則を堅持した上で、直面する諸課題から国民の安全を確保し、福祉の向上を図る内容であることが必要となる。

このような中、国会においても、平成19年の国民投票法の成立に伴い憲法審査会が設置され、憲法論議が始められており、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論を尽くした結果が反映されるべきである。

よって、国におかれては、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民に丁寧に説明し、国民的議論を喚起することを強く要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

宛て

横浜市会議長

佐藤 祐文